

【I-6（充実が求められる領域／歯科医療の充実）-⑥】

歯科矯正診断料の施設基準等の見直し

骨子【I-6-(4)】

第1 基本的な考え方

1. 歯科矯正は、唇顎口蓋裂等の先天性疾患に起因する咬合異常等、疾患としての位置付けが明確なものについて、診療報酬上評価している。
2. 歯科矯正は、積極的な治療を行う時期であっても、1月に1回程度の通院により計画的に行われることが一般的であることから、こうした実態を踏まえ、歯科矯正診断料の施設基準の見直しを行う。
3. 唇顎口蓋裂等の先天性疾患に起因する咬合異常に対する歯科矯正について、医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、その適応症の拡大を行う。

第2 具体的な内容

1. 歯科矯正診断料の施設基準の見直し

歯科矯正診断料の施設基準について、歯科矯正の実態に即したものとなるよう見直しを行う。

現 行	改定案
<p>〔歯科矯正診断料の施設基準〕</p> <p>1 障害者自立支援法に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る）であること</p> <p>2 歯科矯正セファログラムが行える機器を備えていること</p> <p>3 専任の常勤歯科医師が1名以上勤務していること</p>	<p>〔歯科矯正診断料の施設基準〕</p> <p>1 歯科矯正セファログラムが行える機器を備えていること</p> <p>2 <u>当該療養の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務</u></p>